

2022年11月

お客様各位

フライングフィッシュ株式会社

インボイス制度開始に伴う適格請求書発行事業者登録番号について

拝啓 貴社ますますご盛栄のこととお慶び申し上げます。
平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、2023年10月1日よりインボイス制度が開始となります。

制度対応に伴い、弊社の適格請求書発行事業者登録番号（以下、登録番号）を下記の通りお知らせいたします。

弊社にては、制度導入に伴い適格請求書としての要件を満たす書式にて請求書を発行する準備を進めておりますが、お客様にて制度導入後に弊社が発行するご請求書につきましての確認点等ございましたら、弊社の営業担当者又はカスタマーサービス担当者にご相談頂けます様お願い致します。

敬具

記

登録番号：T6010401104228

国税庁 適格請求書発行事業者サイト(URL:<https://www.invoice-kohyo.nta.go.jp/>)
にアクセスいただき、上記の「T」を除いた番号を入力いただきますと、弊社の登録情報のご照会及び印刷が可能です。

各社個別の書面による照会が必要な場合は、弊社営業担当までお問い合わせ下さい。

なお、インボイス制度につきましては、国税庁ホームページなどをご参照ください。
弊社では制度内容そのものについて個別のお問い合わせには、お答えしかねますので
あらかじめご了承下さい。

以上